

「相談顧問サービス」

社員の笑顔あふれる職場へ、
ベテラン社労士にご相談を！

－ 企業のハラスメント措置義務へEAPもご活用ください －

サービスのご案内

[3つの特徴]

1・社員の笑顔あふれる職場づくりへ「安心の相談顧問」。

社員のエンゲージメントを高め「優秀な人材の定着」をご支援します。
全国の中小企業のハラスメント相談への対応経験をお伝えします。

2・「EAP（社外相談窓口）」が「定額」で利用可能に。

「ハラスメント外部相談窓口」や「何でも相談窓口」が、「定額」でご利用できます。

3・「テレワーク」や「セキュリティ」を「シンプルに」導入可能。

「テレワーク専門社労士」としての豊富な実績をもとに、「シンプルに」導入できます。

社員の笑顔溢れる職場に！ 相談顧問＋定額オプション

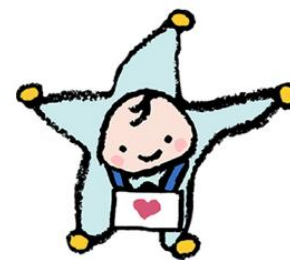
※原則、1年契約となります。

	従業員数(名)	5人未満	10人未満	20人未満	30人未満	50人未満
相談顧問報酬 月額(税抜)		25,000	30,000	40,000	50,000	60,000
ご相談時間のめやす		2時間/月	3時間/月	4時間/月	5時間/月	6時間/月
相談顧問サービス		[定額オプション] ハラスメント外部相談窓口 &何でも相談窓口 月額10,000円(税抜)、相談回数制限なし				
		[定額オプション] 町の電気屋さん テレワーク・セキュリティ相談 月額10,000円(税抜)、2回/月				

お気軽に、ご相談ください。



認証番号：1602321



小林勝哉
社会保険労務士事務所



小林勝哉
社会保険労務士事務所

お問い合わせ・お申し込みは

小林勝哉社会保険労務士事務所

〒162-0837 東京都新宿区納戸町3-3 東京左官会館3階

TEL: 03-6228-1336 FAX: 03-3269-2737

Web: <https://sr-koba.com/>

Mail: info@sr-koba.com

定額オプションサービスは、一般社団法人ウエルフルジャパンが取り扱う社会保険労務士事務所向けHRXサービス(相談窓口)を構成する「ハラスメント外部相談通報窓口」および「なんでも相談窓口」として提供され、サービス運営は株式会社セーフティネットが運営します。
[20230326-SRKK-WFH-LCA_3]

労務相談 相談顧問サービス（定額）

労務相談

所定のご相談時間を目安として、労務相談を承ります。
60代で人生を拓いた社会保険労務士が、社長の右腕としてご支援します。
社員が安心して働ける職場作りや、エンゲージメントを高める取り組みで、事業の核となる優秀な人材の定着を図りましょう。

就業規則診断

近年の労働関連法の改正に対応した労働時間管理、育児休業や有給休暇の適正な取得など企業の法律対応状況が診断できます。

町の電気屋さん：テレワーク・セキュリティ相談（定額オプション）

まるで町の電気屋さんのように、テレワーク&セキュリティのことなら、何でも、何度でも相談できます。
制度の定着に必要なテレワーク勤務規程や情報セキュリティ規程も、無料でコンサルティングいたしますので安心です。
また、導入プロジェクトのご支援には、【テレワーク導入・定着支援サービス】（サービスパック）をご用意しております。

社員活躍 長く働き続けられる会社であるために

高齢者戦力化のご提案（個別お見積り）

改正高齢者雇用安定法では、70歳までの就業確保措置が努力義務となりました。高齢者雇用の専門家として、人生100年時代に対応したキャリアデザインセミナーや、企業にとっても社員にとっても、納得性の高い社員制度の構築に向けて、ご提案を行います。

社員支援 社員の悩みを早期に解決するために

ハラスメント外部相談窓口 & 何でも相談窓口（定額オプション）

ハラスメント措置義務の社内相談窓口を補完する、外部相談窓口としてもご利用可能です。社員が抱えるハラスメントに関する悩みに対し、専門のカウンセラーがお電話にて対応いたします。
また、何でも相談窓口では、社員だけでなく家族も含めて、人間関係、仕事、健康、育児、介護、進学、就職、などのさまざまな悩みについて、ご相談に対応可能です。

【定額オプション】

社外相談窓口

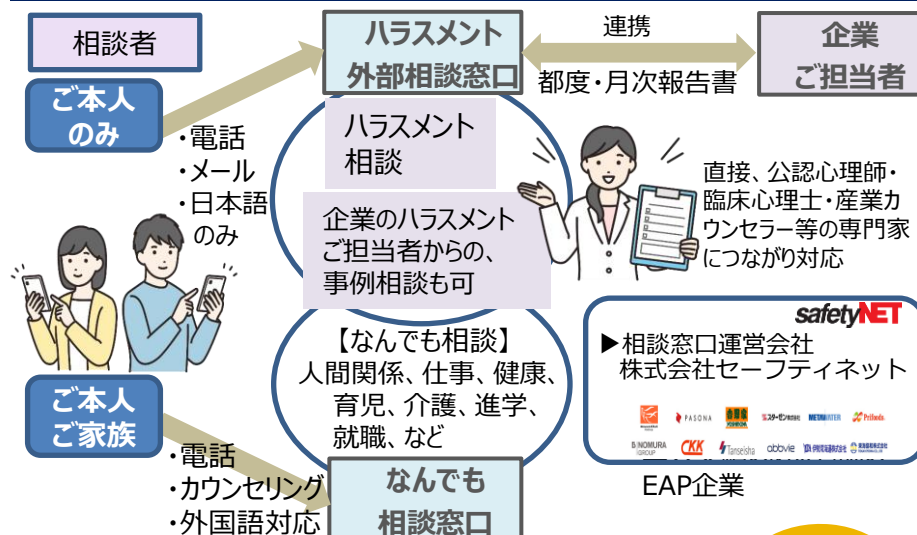
本サービスは一般社団法人ウエルフルジャパンが取り扱う社会保険労務士事務所向けHRXサービス（相談窓口）を構成する「ハラスメント外部相談通報窓口」および「なんでも相談窓口」として提供され、サービス運営は株式会社セーフティネットが運営します。

【事業主が雇用管理上講ずべき措置】

★2022年4月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました★

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) **相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**
- (3) 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- (4) 併せて講ずべき措置
(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

社外相談窓口概要



ハラスメント相談窓口機能

1. 従業員向け相談窓口（相談・通報対応）
[相談は匿名可能、通報はお名前必須となります。]
2. 都度・月次報告を行います。 [なんでも相談窓口は報告なし。]

相談者の状況と意向が整理された報告書提供で、人事ご担当者様も安心！